

## 事業主・労働者のみなさまへ

# 65歳までの定年の引上げ等の速やかな実施を！！

- 少子高齢化の急速な進行により、今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、我が国経済の活力を維持していくためには、高年齢者の能力の有効な活用を図ることが重要です。
- 高年齢者雇用安定法が改正され、事業主は、「**定年の引上げ**」、「**継続雇用制度の導入**」又は「**定年の定め廃止**」により、年金支給開始年齢（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）までの安定した雇用の確保が義務付けられています（平成18年4月1日から）。

厚 生 労 働 省  
都 道 府 県 労 働 局  
ハ ロ ー ワ ー ク  
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構  
都道府県高年齢者雇用開発協会

# 目次

## 改正高年齢者雇用安定法の 義務達成へのフローチャート

(P.1)

### 1. 高年齢者を取り巻く状況

(P.2)

### 2. 「高年齢者雇用確保措置の実施義務」の概要

(P.3)

### 3. 継続雇用制度

(P.4)

### 4. 継続雇用制度の対象者に係る「基準」

(P.5)

### 5. 諸条件の整備について

(P.13)

### 6. 高年齢者雇用確保措置に係る各種支援等

(P.17)

### 7. 改正高年齢者雇用安定法 Q&A (抄)

(P.20)

### 8. 参考

(P.30)

